

令和3年2月15日

令和3年福島県沖を震源とする地震による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和3年福島県沖を震源とする地震による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-965-508**

※ 受付時間：10時～17時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村 **【福島県】** 法適用日 2月13日

福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市
伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町
双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上